

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R4・8・18第151回総会；松本市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教
	<input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの		<input checked="" type="checkbox"/> 社会環境
	<input checked="" type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの		<input type="checkbox"/> 経済
	<input type="checkbox"/> その他 ()		<input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input type="checkbox"/> 国	担当省庁	
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局	健康福祉部
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	4 強度行動障がい者（児）に係る社会資源の充実について		
提案市	松本市、塩尻市、安曇野市		
提案要旨	強度行動障がい者（児）を在宅で介護している家族を支援するために市町村が実施する事業に対し、県費の補助を要望する。		
提案理由	<p>各市が実施又は実施予定の以下の支援について、県内すべての市町村で同様の事業が実施できるように県の財政的支援を求めるもの。</p> <p>① 地域生活支援事業の日中一時支援事業に強度行動障がい者の単価を新設（令和5年度から松本障害保健福祉圏域の8市村で、共通の単価により実施予定）</p> <p>② 住宅整備事業の強度行動障がい者への対応</p> <p>③ 強度行動障がい者に対応するための施設改修費用等に対する補助</p>		
現況及び課題等	強度行動障がいは、直接的他害（噛みつき等）、間接的他害（睡眠の障害等）、自傷行為、破壊活動などが、通常考えられない頻度と形式で出現するため、通常の施設や在宅では介護が極めて困難な知的障がい者に多い二次障がいである。社会資源や人材が整わないため、家族を主とした介護で支えている現状がある。		
関係法令	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）		